

盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ処理手数料の見直しについて

令和3年2月12日
環 境 部

都南地域から発生するごみは、盛岡・紫波地区環境施設組合（管理者 矢巾町長。以下「組合」という。）において、紫波町及び矢巾町から発生するごみと併せて共同処理されているが、今般、組合議会（令和3年1月12日）での議決を経て、令和3年4月1日からごみ処理手数料の区分及び一部の手数料の額が見直されることとなったので、報告するものである。

1 手数料の見直しの内容

(1) 廃棄物の種類

「直接搬入の廃棄物」及び「引取りの廃棄物」に分類

(2) 廃棄物の区分

ア 直接搬入の廃棄物

「一般廃棄物（生ごみを除く。）の処分」、 「一般廃棄物（生ごみ）の処分」及び「犬、猫等の死体の処分」の3区分に再編

イ 引取りの廃棄物

変更なし

(3) 手数料の額

「空缶、空瓶及びその他の資源ごみ」並びに「大形・不燃ごみ」の処分手数料について、 「30円/10kg」から「105円/10kg」に変更となる。

(4) 現行手数料と見直し後の手数料の比較

ア 現行手数料

(消費税及び地方消費税額を含む。)

種類	単位	金額
① 犬、猫等の死体の処分	1頭につき	2,100円
② 燃やせるごみ、燃えがら及び汚泥の処分	10キログラムにつき	105円
③ 生ごみの処分	10キログラムにつき	30円
④ 空缶、空瓶及びその他資源ごみの処分	10キログラムにつき	30円
⑤ 大形・不燃ごみの処分	10キログラムにつき	30円
⑥ 上記の第2号から第5号までの一般廃棄物の 収集、運搬及び処分	10キログラムにつき	105円
	基本料金1回の引取につき	2,100円

イ 見直し後の手数料（令和3年4月1日～）

(消費税及び地方消費税額を含む。)

種類	区分	単位	金額
直接搬入 の廃棄物	一般廃棄物（生ごみを除く。）の処分	10キログラムまでごとに	105円
	一般廃棄物（生ごみ）の処分	10キログラムまでごとに	30円
	犬、猫等の死体の処分	1体につき	2,100円
引取りの 廃棄物	申込みを受けて行う収集及び運搬	1回につき	2,100円
	一般廃棄物の処分	10キログラムまでごとに	105円

2 施行日

令和3年4月1日

3 市民・事業者への周知

- ・ 広報もりおか3月1日号及び市ホームページへの掲載
- ・ きれいなまち推進員（都南地域）に周知チラシを送付
- ・ 盛岡商工会議所を通じて、事業者（都南地域）に周知チラシを送付 等

4 これまでの経緯

令和2年12月24日	組合管理者会議	手数料見直し案の協議
	組合議会全員協議会	手数料見直し案の説明
令和3年1月12日	組合議会臨時会	「盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例の一部 を改正する条例」議決